

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 14    | 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

対馬市長

## 公表日

令和5年4月5日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき対象者に精神障害者保健福祉手帳(以下、「精神保健福祉手帳」という。)を交付する。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、次の事務で利用している。<br>・精神保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に関わる事実についての審査、又はその申請に対する応答に関する事務。<br>・精神保健福祉手帳の返還に関する事務<br>・精神保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務<br>・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届け出の受理、その届け出に関わる事実についての審査又はその届け出に対する応答に関する事務<br>・障害等級の変更の申請の受理、その申請に関わる事実についての審査 又は申請に対する応答に関する事務<br>・精神保健福祉手帳の再交付に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 福祉総合システム(COKAS-R/AD II)  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 障害者台帳ファイル、宛名管理システム       |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 ・別表第一の14の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉部 福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 長崎県対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課<br>〒817-8510<br>長崎県対馬市厳原町国分1441番地<br>電話番号:0920-53-6111(代表)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 長崎県対馬市 福祉部 福祉課<br>〒817-1292<br>長崎県対馬市豊玉町仁位380番地<br>電話番号:0920-58-2294   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない           |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供) |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

